

2014年10月31日

産業構造審議会 知的財産分科会
営業秘密の保護・活用に関する小委員会
後藤晃委員長殿

帝人株式会社 三原秀子

第2回営業秘密の保護・活用に関する小委員会
審議事項についての意見

細かい事項もございますので、以下の通り、議題3、議題4. と議題5について、私見を
書面にてお知らせさせていただきますので、宜しくお取扱いいただきますよう、願いま
す。

議題3. 「営業秘密管理指針」改訂案について

(1) 8頁、「合理的区分」の最終段落において、「通常は、秘密管理性が満たされない可
能性がある」との記載がなされています。

企業では、社内の一部署を入室制限付きの個室とするなど他部署と区別して、その範囲
の情報は一般情報を一部含んでいても全てが営業秘密であると取扱うこととするのが経済
性にはなっているため、そのようなケースもあると想定されます。

上記が例外となるのであれば、注記していただければ有難く思います。

(2) 10頁の注記「13」の下から2行目以降において、「捉まえて、自社の扱う営業秘
密の内容、...周知を図ることが望ましい。」とあるのは、「捉まえて、営業秘密とは何か、
自社の扱う営業秘密の重要性等について、従業員に対する周知を図ることが望ましい。」と
修正してはいかがでしょうか。「自社の扱う」としてことにより、他社の営業秘密も対象と
している点は良く考えていただいておりますが、「営業秘密の内容、価値..周知を図る」と
記載されている点が少し気になります。おそらく意図としては、営業秘密とは何をいうか、
その価値、さらには重要性等、一般論と思われるため。

議題4. 「中小企業等に対する営業秘密保護を含めた知的財産のワンストップ支援体制」に
ついて

(1) このようなワンストップ支援体制は、中小企業による知財活動への取り組みを容易
にし、ひいては事業競争力の向上に貢献できるものと思います。

営業秘密（技術の秘匿化）の保護を図る場合、公証に比べて利便性あるタイムスタンプ
の利用を促進するため、民間、公的機関を問わず、

- ①比較的安価であること
- ②後の訴訟において証拠として使用できるレベルのシステムであること

などが必要であると思います。

議題5. 営業秘密保護法制について

(1) 近年の環境変化に基づき、①刑事罰をいくつかの観点から強化すること、②法定刑を抑止力のあるものとするべく、諸外国と比べ遜色のないものとする事、③非親告罪化することを企業として希望いたします。

(2) 民事規定については、現行法6条(具体的態様名義義務)では営業秘密を侵害され訴訟を提起したとしても、例えば特定の性質を有するポリマーの製造技術、特定の性質を有するポリマー成形品(フィルム)とするため加工等する技術の場合、その特定の性質を有する物が営業秘密に係る製造技術等を用いたものであることを原告が立証することは、通常困難です。

通常、化学の分野では、対象となる営業秘密には、いわゆる合成～精製までのステップにおける条件・収率向上などに係る製造技術、製造技術において不可欠な検査・分析技術が対象となる可能性があります。

従って、検査・分析技術なども含め、物の生産に係る営業秘密については推定規定を導入していただくたく希望します。

なお、この推定規定の適用に際しては、技術はある業種から他の業種へと転用されることもあるため、原告と被告との業種の同一性を厳しくすべきではないと考えます。

以上